

業務用冷凍空調機器

冷媒フロン類取扱技術者

更新講習

募集要綱

＜書面申請用＞



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構

1. 開催要領

(1) 更新講習対象者（更新案内書（はがき）がお手元に届いた対象者）※

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者で、冷媒フロン類取扱技術者証の更新をする者は、現在お持ちの冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限の1年前より、更新講習の受講ができます。

なお、受講せずに技術者証の有効期限が経過してしまった場合には、資格が失効することになりますが、有効期限の翌日から1年以内に更新講習を受講すれば、技術者証の更新を受けることが可能になります。

※はがきが届かない場合でも対象者であれば、更新申請はできます。

※有効期限より1年を経過した場合、原則、更新申請はできません。

※技術者証は、受講日より3か月以内に送付します。更新講習会の受講は、有効期限前までに行ってください。ただし、有効期限3か月前を切ってから更新講習を受講されますと、有効期限内に新しい技術者証が手元に届かない可能性があり、業務に支障をきたす可能性があります。

そのため、有効期限3か月前までに更新講習を受講することをお勧めします。

(2) 講義内容等

1) 形態

- ① 第一種・第二種の技術者を分けずに、合同で開催します。
- ② 講習の最後に「修了考査」を実施します。

2) 講義時間

- ① 講習：120分
- ② 修了考査：30分

3) カリキュラム

(開始時間等は会場毎に異なります)

内 容	講義時間(分)
冷媒フロン類取扱技術者講習テキストの最新情報	120分
フロン排出抑制法のおさらい	
フロン排出抑制法以外の最新の法律動向	
修了考査	30分

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 更新申請書（様式10）

- ① 顔写真※1葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

※第一種の技術者は第一種用の更新申請書に、第二種の技術者は第二種用の更新申請書にご記入下さい。

2) 更新受講票（様式11）

- ① 顔写真※2葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

※「顔写真」は、更新申請書（様式10）と更新受講票（様式11）で、同一の顔写真が合計3葉必要になります。

（更新講習修了後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前6か月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし）で鮮明なものをご用意下さい。）

※第一種の技術者は第一種用の更新受講票に、第二種の技術者は第二種用の更新受講票にご記入下さい。

3) 添付書類（縮小等により①～③の書類を別のA4用紙に貼付して下さい。）

- ① 第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者証の写し

② 更新申請料の振込み控え（写）

③ 身分を証明する以下のいずれかの書類等

ア. 運転免許証の写し イ. マイナンバーカードの写し（通知カードは不可）

ウ. 住民票の写し

※氏名・生年月日・現住所が確認できるように提出してください。マスキング方法は【6. 身分を証明する書類について】を参照してください。

（2）申込方法

角2封筒（A4用）に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（書留や特定記録等）で郵送して下さい。（封筒の前面に、「第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習提出書類在中」と明記して下さい。）

提出先：（一社）鹿児島県冷凍空調工業保安協会

〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 3階

TEL 099-254-3948

（3）更新申請料

更新対象者	WEB 申請者	郵送による書面申請者
有効期限の1年前から有効期限内に受講する者	18,700円（税込み）	19,800円（税込み）
有効期限の翌日から1年以内に受講する者	22,000円（税込み）	23,100円（税込み）

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*更新申請料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程第一種又は第二種運営要領第28条第3項に該当する場合は、同運営要領第29条の規定に従い更新申請料を返還します。

*領収書の発行を希望する場合は、各主催団体等にお問い合わせください。

（4）更新申請料振込先

鹿児島銀行 鴨池支店 （普通）526523 （社）鹿児島県冷凍空調工業保安協会

（5）更新受講票の送付について

受講申込者には、提出書類を確認し、不備がなければ、更新申請料の入金確認後、「更新受講票」を送付します。（原則、受講日の10日前までに送付します）

（6）更新申請書等送付先・問い合わせ先

（一社）鹿児島県冷凍空調工業保安協会

〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 3階

TEL 099-254-3948

Mail krac@arion.ocn.ne.jp

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査（自己採点）

講習の最後に修了考査を実施します。

(2) 技術者証の交付

更新講習修了者には、第一種冷媒フロン類取扱技術者は（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）、第二種冷媒フロン類取扱技術者証は（一財）日本冷媒・環境保全機構（略称：JRECO）より交付します。新技術者証が届きましたら、旧技術者証は破棄をお願いいたします。技術者証の送付は、受講日より3か月以内になります。

技術者証は、特定記録郵便にて、受講願書に記載の現住所に送付しますので、講習会後3か月以内に転居する方は、「転居届」をお近くの郵便局窓口、ポスト投函、インターネット等でご提出下さい。

(3) 技術者のデータベース化

更新講習修了者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者として日設連のホームページに、第二種冷媒フロン類取扱技術者としてJRECOのホームページに公表します。

公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限です。

4. 冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合

(1) 更新講習受講証明書

更新講習受講者は、更新講習を受講するために、「冷媒フロン類取扱技術者証」が必要になります。

「冷媒フロン類取扱技術者証」を紛失している場合は、更新講習を受講するための証明として、「更新講習受講証明書」を交付します。ただし、「更新講習受講証明書」は、更新講習を受講するための証明書であって、冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保するものではありません。（必要な場合は、「冷媒フロン類取扱技術者証」を再交付申請して下さい。）

(2) 更新講習受講証明書申込方法

「更新講習受講証明書」の交付を希望する場合は、「更新講習受講証明申請書」（様式12）を提出書類に同封のうえ、ご送付ください。なお、日設連又はJRECOから「更新講習受講証明書」を発行する際の発行手数料1,100円（送料込み、税込み）はご負担下さい。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会及び(一財)日本冷媒・環境保全機構は、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者(以下、「冷媒フロン類取扱技術者」という)の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 冷媒フロン類取扱技術者の技術者証等の再発行、更新講習のため
- 4) 冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 技術者制度のデータベースのため
- 6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

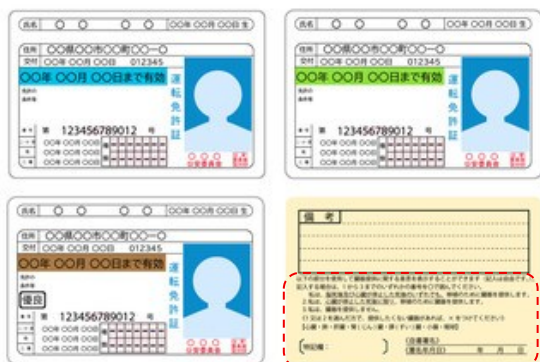
- 1) 冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6. 身分を証明する書類について

ア. 運転免許証の写し



臓器提供の意思欄
をマスキング

- ・裏面 住所変更、氏名変更など記載がある場合は裏面も提出
- ・【臓器提供の意思欄】をマスキング

イ. マイナンバーカードの写し



臓器提供の意思欄
をマスキング

- ・表面のみ提出してください
- ・裏面（個人番号）は提出しないでください
- ・【臓器提供の意思欄】をマスキング
- ・目隠し用ケースなどを利用すると、マスキングできます
- ・通知カードは不可とします

ウ. 住民票の写し



- ・個人番号を省略してください
- ・本籍、ほか本人の情報以外を省略してください

7. 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第一種）運営要領（抜粋）

（更新手続き）

第 27 条 規程第 25 条の規定により、更新講習を受講する者は、WEB 申請（インターネット申請）又は書面申請（更新申請書（様式 10）・更新講習受講票（様式 11）に第一種冷媒フロン類取扱技術者証（写）及び身分を証明する書面等を添付し送付）により申請する。

2 前項の書類に不備がなく、かつ更新申請料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した更新講習受講票を交付する。

3 受講者は、更新講習受講の際に、更新講習受講票を携行し、現に所有している技術者証を持参しなければならない。

4 第一種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合、更新講習を受講するための証明として、更新講習受講証明書を交付する。ただし、書面申請の場合、更新講習受講証明申請書（様式 12）を日設連事務局まで届出するものとする。

（更新申請料）

第 28 条 更新申請料は、18,000 円（税別）とし、規程第 28 条の規定により特例で更新する場合の更新申請料は、以下とする。

（1）規程第 28 条第 1 項の規定により更新申請をする場合は、21,000 円（税別）とする。

（2）規程第 28 条第 2 項の規定により更新申請をする場合は、18,000 円（税別）とする。

2 更新申請料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の更新申請料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。

（1）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により更新講習を受けることができなかったとき

（2）受講者の責によらない事由により更新講習を受けることができなかったとき

（3）受講申込み後、更新講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
ただし、返還する場合は、更新申請料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（更新申請料の返還）

第 29 条 前条第 3 項に規定する更新申請料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

（1）前条第 3 項（1）の場合は、0 円

（2）前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、更新講習受講票交付以前においては、返還に係る費用。
更新講習受講票交付後においては、3,400 円（税別）と返還に係る費用。

8. 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第二種）運営要領（抜粋）

（更新手続き）

第 27 条 規程第 25 条の規定により、更新講習を受講する者は、WEB 申請（インターネット申請）又は書面申請（更新申請書（様式 10）・更新講習受講票（様式 11）に第一種冷媒フロン類取扱技術者証（写）及び身分を証明する書面等を添付し送付）により申請する。

- 2 前項の書類に不備がなく、かつ更新申請料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合同所及び受講番号を記載した更新講習受講票を交付する。
- 3 受講者は、更新講習受講の際に、更新講習受講票を携行し、現に所有している技術者証を持参しなければならない。
- 4 第二種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合、更新講習を受講するための証明として、更新講習受講証明書を交付する。ただし、書面申請の場合、更新講習受講証明申請書（様式 12）を JRECO 事務局まで届出するものとする。

（更新申請料）

第 28 条 更新申請料は、18,000 円（税別）とし、規程第 28 条の規定により特例で更新する場合の更新申請料は、以下とする。

- （1）規程第 28 条第 1 項の規定により更新申請をする場合は、21,000 円（税別）とする。
- （2）規程第 28 条第 2 項の規定により更新申請をする場合は、18,000 円（税別）とする。
- 2 更新申請料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の更新申請料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。
 - （1）日設連又は日冷工又は共催者の責に帰すべき事由により更新講習を受けることができなかったとき
 - （2）受講者の責によらない事由により更新講習を受けることができなかったとき
 - （3）受講申込み後、更新講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったときただし、返還する場合は、更新申請料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（更新申請料の返還）

第 29 条 前条第 3 項に規定する更新申請料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- （1）前条第 3 項（1）の場合は、0 円
- （2）前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、更新講習受講票交付以前においては、返還に係る費用。更新講習受講票交付後においては、3,400 円（税別）と返還に係る費用。

9. 5類感染症対策における講習会の開催について

1. 講習会当日について

発熱等の風邪症状がみられる場合は受講を見合わせることを推奨します。状況によっては受講をお断りすることがあります。

2. 講習会の来場及び受講について

マスクの着用は個人で判断して下さい。

運営のスタッフ及び講師のマスクについても、個人の判断で着脱しています。

手指の消毒・咳エチケットの励行にご協力いただく場合があります。

3. 換気実施に伴う対策について

講習会場では、状況により窓等を開放し自然換気を行う場合があります。そのため、冷暖房効果が損なわれることがありますので、衣服対策等を十分をお願いします。

以上

更新申請（書面申請）までの流れ

「更新案内」の入手

日設連（第一種）、JRECO（第二種）より、更新案内を送付します。
更新講習会の開催予定は日設連ホームページより確認して下さい。www.jarac.or.jp

「更新申請書等」の入手
（更新講習の募集要綱）

入手先：書面申請を希望する場合は、各会場の指定団体より入手して下さい。

「更新申請書等」の作成
・添付書類の準備

更新申請料： 頁 2 （3）更新申請料参照
（振込手数料は、受講者の負担）

「更新申請書等」の送付
（配達記録が残る方法で送付）

送付先や締切日は各会場で異なります。
・定員になり次第締切ります。

申請書類の確認

書類に不備がある場合は、受講できない場合があります。

受講票の送付

受講日の 10 日前までに送付します。
講習に関する注意事項を同封します。

講習

修了審査（講習終了後）

講習： 120 分
考査： 30 分
（開始時間等は講習会毎に異なります）

・技術者証の送付
（特定記録郵便にて送付）

技術者証は、受講日より 3 か月以内に送付します。

（注）技術者証の有効期間は、5 年間です。